

平成28年(行ウ)第211号
原告 川村晃生 外
被告 国(処分行政庁 国土交通大臣)
参加人 東海旅客鉄道株式会社

意見陳述書

2016(平成28)年12月9日

東京地方裁判所 民事第3部 B②係 御中

原告 栗原 晟

原告栗原晟が意見陳述します。

私は、神奈川県相模原市緑区鳥屋に居住しており、関東車両基地建設予定地一帯の山林を所有しています。この辺りの県道沿いの民家の多くがそうであるように、栗原家も江戸時代の頃からこの地域で暮らしてきました。先代はこの地域で学校の教員を務め、私は現在民生委員などを務めております。

私が、この地域に車両基地が建設予定であることを最初に知ったのは、2013年9月の「鳥屋に車両基地」と題する記事でした。記事を読んだ当初はどんなものができるのか全く見当がつかず、まさかこんなに大きなものができるとは思いませんでした。同じく9月にJR 東海は環境影響評価準備書を公開していました。周囲の人はあんな分厚い物が読めるかと言っていました。私としては、地域にとっては重大事であり、賛成反対の結論は別としてまずはどういうものができるのかを知りたいと思い読むことにしました。

準備書に記載されていた地図はたんに四角い点線で該当地域を囲んだだけのものであり、どの地番の地が工事の対象になるのか、車両基地の操業によってどの程度近隣の住環境に影響が生じるのか正確には分かりませんでした。ただ、リニアの必要性については疑問を感じましたし、工事量車両がピーク時には1日1000台以上も走行することが分かりました。残土処理捨て場を作るためにこのような場所に車両基地を作っているのではないかと考え、こんなもののために町の人間が土地を奪われ、退去させられるのは堪らないと思うようになりました。

2014年1月には県の公聴会に出席して意見を述べました。JR 東海の地域での説明会などは行われておらず、準備書以外に資料は無い状態でしたが、土砂捨て場のために町の人間が土地を奪われるのはおかしいこと、鳥屋は歩道未整備の箇所も多く、安全上も大問題であること、騒音・振動・排気ガスなどのために住環境が破壊されることなどについて、意見を述べました。

その後2014年4月に発表された環境影響評価書を読んで、私の考えは確信に変わりました。準備書に対する各地域からの意見を読んで、リニアがペイするとは到底思えないし、地方の経済力が一部の大都市に吸い上げられて疲弊するだけだと思いました。このようなもののためになぜ鳥屋が犠牲にならなければならないのかという思いを強くしました。

2014年11月に地域への説明会がようやく始まりました。基本的には評価書の説明を繰り返すだけで、誰の土地が工事対象地域なのか、当事者は誰なのか全く分かりま

せんでした。地図も平面図があるだけで高さのイメージもつかめませんでした。補償についても一般論が述べられただけでした。

その後も2014年12月、2015年1月、同年2月と説明会がありました。車両基地の鳥瞰図は地域住民の要望により、2015年の2月になってようやく住民に公開されました。何より、いずれの説明も基地建設が前提で、建設自体の是非を地域住民と議論する機会ではありませんでした。2014年の10月には既に工事実施計画の認可処分が行われています。処分前は情報を極力伏せておいて、処分後に説明会を開催するやり方はフェアではないと思いました。その他質問に対する回答はほとんどが口頭であり、持ち帰って詳細に分析できる資料を貰えることはありませんでした。2014年10月には鳥屋地域振興協議会から工事が引き起こす環境悪化についてJR東海、県、市に対して要望書を提出していたのですが、これに対する回答もありませんでした。

立ち退きを求められている谷戸地域の方が困っているとの話も聞きました。自分は当事者ではないので関係ないという人もいます。しかし、それでは同じ町の人間が困っているのに関係ないと言っているのに等しいでしょう。私はたまたま準備書を読んでこれはおかしいと思ってしまった。知ってしまった以上は無関心であることは許されないと考えました。この裁判に参加する多くの原告の気持ちも同様だと思います。

最後に、足尾鉍毒事件の田中正造の言葉を引用します。「真の文明は山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるべし。」リニアの是非を問うこの裁判を通じて、私達の文明が真の文明と言い得るのが問われていると考えます。

以上